

1 次整備可能地の選定結果について

1 立地回避区域の設定について

茨城県全域を対象として、法令上の規制区域、立地上の制約区域を整理した。

(1) 法令上の規制区域の整理について

法令上の規制区域は表 1 に示すとおり、土地利用計画面、自然環境保全及び防災面等における法制度に基づき整理した。

表 1 法令上の規制区域

大区分	地域区分	関係法令等	設定の主旨
土地利用 計画面	用途地域	都市計画法	さまざまな用途形態の建築物が無秩序に混在することによって生ずる騒音・悪臭・日照阻害等を防止する区域
	都市施設	都市計画法	都市計画法で定める都市計画決定により位置を決める施設（国道，高速道路，鉄道，学校，病院）の区域 ※公園及び河川は別項参照
	風致地区	都市計画法	都市内における良好な自然景観を維持し，樹林地等緑の保全を図るための区域
	景観地区	都市計画法	市街地の美観を維持するために定める地区 ※県内該当地なし
	都市公園	都市公園法	住民のレクリエーションの空間となるほか，良好な都市景観の形成，都市環境の改善，都市の防災性の向上，生物多様性の確保など多様な機能を有する都市の根幹的な施設の区域
	地区計画の区域	都市計画法，市町村地区計画区域における建築物の制限に関する条例	用途地域等の都市計画と調和を図りながら，地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりのルールを定めた区域
	景観形成重点地区	景観法，市町村景観条例	景観法に基づいて，良好な景観の形成を図る区域として景観計画に定められている区域
	生産緑地地区	生産緑地法	市街化区域内にある農地等の緑地機能を活かし，計画的に保全する地区
	要措置区域 または形質 変更時要届 出区域	土壌汚染対策法	土壌汚染状況調査の結果、汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない区域
	指定区域	廃棄物処理法	廃棄物の最終処分場跡地であって，土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして定める区域

大区分	地域区分	関係法令等	設定の主旨
自然環境 保全	国立公園または 国定公園	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の促進を図ることを目的に指定された地域 ※国立公園は、県内該当地なし
	県立自然公園	茨城県立自然公園 条例	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用の促進を図ることを目的に定められた地域（普通地域）。特に優れた風景地であり、現在の景観を保護することが必要な地域（特別地域）。
	緑地保全地域または特別 緑地保全地区	都市緑地法	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、一定の土地利用との調和を図りながら保全するために定められた地区（緑地保全地域）。都市における良好な自然環境となる緑地において、現状凍結的に保全するために定められた地区（特別緑地保全地区）。
	近郊緑地保全地区	首都圏近郊緑地保 全法	無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定される地区
	自然環境保 全地域	自然環境保 全法	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進
	県自然環境 保全地域	茨城県自然環境保 全条例	優れた天然林など自然環境保全のために指定した地域 ※県内該当地なし
	県緑地環境 保全地域		市街地、集落と一体となった樹林地や歴史的、文化的資産と一体となって良好な自然を形成している地域
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩 猟の適正化に関する 法律	鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して環境大臣、又は知事が指定
	生息地等保 護区	絶滅のおそれのある 野生動植物の種の 保存に関する法 律	国内希少野生動植物種の保存のため重要と認める区域（国内希少野生動植物種の生息地または生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域） ※県内該当地なし
	保安林または 国有林	森林法	森林の適切な保全と森林施業を確保する森林（保安林）。国が所有する森林・原野（国有林）。
防災面	河川区域	河川法	河川の災害防止、適正利用及び河川環境の整備・保全
	地すべり防 止区域	地すべり防止法	現に地すべりしているか、地すべりのおそれの大きい区域とこれに隣接する落ちの地すべりを誘発助長するおそれのある区域 ※類似の規制区域（急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域）である程度重複しているため、候補地を絞り込んだ段階で細部の確認を行う。
	砂防指定地	砂防法	土石流山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐための砂防などの工事をしたり、土地の改変等の行為を制限する区域 ※同上

大区分	地域区分	関係法令等	設定の主旨
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命の保護
	土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）が発生するおそれのある区域
その他	歴史的風土特別保存地区または伝統的建造物群保全地区	文化財保護法	歴史的風土保存区域内において、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に定める地区（歴史的風土特別保存地区 ※県内該当地なし）。城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存のため、設けられた地区（伝統的建造物群保全地区）
	史跡名勝天然記念物等	文化財保護法、茨城県文化財保護条例、市町村文化財保護条例	地域の歴史を継承し、将来にわたって保守していくことが必要である歴史的財産等の位置

（２）立地上の制約区域の整理について

立地上の制約区域は表 2 に示すとおり、浸水・地盤沈下等の災害履歴や水源との位置関係条件に基づき整理した。

表 2 立地上の制約区域

大区分	地域区分	設定の主旨
災害履歴等	浸水想定区域	国や県が、それぞれの河川で数百年に 1 度の大雨が降った場合を想定した浸水範囲を回避すべき範囲として想定
	津波浸水区域	東日本大震災で発生した津波による被害範囲を回避すべき範囲として想定
水源	取水位置	下水道接続を予定しているが、水道用水、工業用水、農業用水の取水位置から 1km の範囲を回避すべき範囲として想定

2 1次整備可能地の抽出について

茨城県内全域（立地回避区域を除く）から、1次整備可能地の要件及び埋立規模要件を踏まえ、最終処分場に適した1次整備可能地を抽出した。

（1）1次整備可能地の要件の整理について

表3に示すとおり、整備可能地の要件として、地形・地質、浸出水の処理水放流要件、外部搬入道路要件、主要道路からの距離、周辺要件（居住地が近接していないこと）等を整理した。

表3 1次整備可能地の要件

大区分	要件	設定の主旨
地形・地質	土砂災害危険箇所に該当しない	都道府県が指定する土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）を考慮
	地すべり地形箇所に該当しない	地すべり等防止法に基づく「地すべり防止区域」に指定されていないが、地すべりが発生する可能性がある地形を考慮
浸出水の処理水放流要件	下水道計画区域から5km以内の範囲にある	浸出水の処理水の放流先の位置を考慮（エコフロンティアかさまの下水道接続距離（4km）を参考に想定）
外部搬入道路要件、主要道路からの距離	2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離が1km以内の区域内である	幅員は、大型車が通行できる道路幅（5.5m以上）を考慮 主要道路からの距離は、利便性から1km以下を適用。
周辺要件	平成27年度国勢調査に基づく人口1人以上の地域メッシュ（250m）に該当しない	生活環境への影響が懸念される区域の存在を考慮
	衛星画像に基づき整理された既に利活用されている土地利用メッシュ（100m）等に該当しない	建物用地、空港等の空き地、海水域、ゴルフ場等の既に利用されている土地を考慮
地下水位	地下水位が地表面付近にない	低地であり、地下水位が5mより地表面に近い土地は建設時の影響を考慮
活断層	活断層や活断層の疑いのある地形が確認されていない	活断層が確認されている場所は、地震により甚大な被害が出る可能性があることを考慮
土地利用計画	農業振興地域に該当しない	「農業振興地域整備計画」において、今後おおよそ10年以上にわたり農用地等として利用する土地として定めている区域

大区分	要件	設定の主旨
自然環境保全	茨城の名木・巨樹が存在しない	古くから存在する貴重な樹木等で、後世に伝えていくため選定したものの存在を考慮
	日本の重要湿地 500 が存在しない	生物多様性保全の観点から選定された重要な湿地の存在を考慮
	生物多様性保全上重要な里地里山が存在しない	生物多様性保全の観点から選定された重要な里地里山の存在を考慮
	植生自然度 9,10 の区域が存在しない	土地の自然性が高い区域（希少種の生育可能性に配慮）の存在を考慮

(2) 埋立規模要件の整理について

表 4 に示すとおり、基本方針の埋立規模要件を基に、全体必要面積を整理した。

表 4 埋立規模要件に基づく全体必要面積の整理

大区分	要件	設定の主旨
全体必要面積	概ね 30ha～50ha を確保できる	基本方針の埋立規模要件に基づき、整備可能地の抽出要件として、全体必要面積、計画規模の確保（埋立高さ）を踏まえ設定（※）

※ 全体必要面積の算出方法について

最終処分場の整備に併せ、付帯施設の整備についても検討を行う予定であるため、それらが整備可能な用地が確保できる面積を、全国事例及びエコフロンティアかさまの事例等を参考に検討して、以下とする。

- ・ おおむね 30ha～50ha

【設定方法】

- ・ 埋立容量（最小）170 万 m³、埋立容量（最大）260 万 m³ に対し、全国の事例から平均埋立高さ（山間地）15m を適用すると、埋立面積は 11ha から 17ha 程度と想定される。
- ・ 170 万 m³ ÷ 15m ≒ 11.3ha 260 万 m³ ÷ 15m ≒ 17.3ha
- ・ 全体必要面積は、本施設と同施設、同規模と考えられるエコフロンティアかさまの「敷地面積埋立面積」比を参考にして設定。
- ・ 28.6ha ÷ 9.8ha = 2.7 ≒ 3
- ・ 11.3ha × 3 = 339,000 ≒ 30ha 17.3ha × 3 = 519,000 ≒ 50ha

(参考)

エコフロンティアかさま 敷地面積 28.6ha、埋立面積 9.8ha、埋立容量 240 万 m³
平均埋立高さ 24.5m

平均埋立高さ（全国実績）山間地 15m

〈結果〉

立地回避区域を整理したうえで、1次整備可能地の要件、埋立規模要件に基づき検討した結果、1次整備可能地を46箇所抽出した。